

玉掛け技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 (1) 学科 令和5年4月5日(水) 9:00~17:05 (受付8:35~8:50)
 令和5年4月6日(木) 9:00~15:00 試験15:10~(受付8:35~8:50)
 (2) 実技 1回目 令和5年4月7日(金) 8:30~16:30 試験16:35~(受付8:05~8:20)
 2回目 令和5年4月8日(土) " "

※ 実技講習日については、1回目、2回目がいずれかで、申し込み順になります。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

2. 会 場 (1) 学科 アイ・ドーム(一関市東台50-46)
 (2) 実技 大東興運株(一関市狐禅寺字小倉沢2-1)

3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料 【全科目受講者】 26,400円(消費税10%込)(受講料24,750円 テキスト代1,650円)
 【一部免除者】 24,200円(消費税10%込)(受講料22,550円 テキスト代1,650円)

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

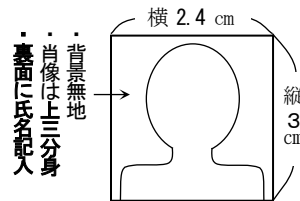
- 免除科目 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 (ロ) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 3月22日(水) ただし先着40名に達し次第締切らせていただきます。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

申込者が少ない時や気象状況等により講習を中止、又は延期することがありますのでご了承願います。

8. キャンセルの取扱 3月29日(水)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。

9. 申込方法 空き状況を確認の上、裏面「受講申込書」に受講料・テキスト代・写真1枚(鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。又、一部免除申請のある方は、該当する免許証・修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。(申込書、写真、免許証・修了証のコピーは、郵送又は窓口にご持参願います。)



〒021-0873 一関市台町8-23 TEL 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

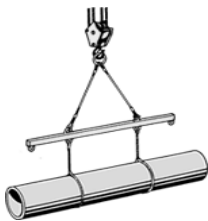
10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:50~9:00 初エントーシヨ	8:50~9:00 初エントーシヨ	8:20~8:30 初エントーシヨ
9:00~10:00 クレーン等に関する知識(1H)	9:00~13:50 クレーン等の玉掛けの方法(4H)	8:30~15:30 クレーン等の玉掛け(6H)
10:05~13:50 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識(3H)	14:00~15:00 関係法令(1H)	15:30~16:30 クレーン等の運転のための合図
13:55~17:05 クレーン等の玉掛けの方法(3H)	15:10~ 学科試験	16:35~ 実技試験(1H)
		※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 昼食・休憩時間については、当日時間表にてお知らせいたします。

11. その他

- 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
- 筆記用具・電卓を必ずご持参下さい。(試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
- 受講票は締切日後に郵送いたします。3日前まで届かない時は当支部へご連絡ください。
- 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
- 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、革手袋又は軍手、安全靴等服装を整えて下さい。
- 昼食をご持参下さい。(軽旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



玉掛け技能講習受講申込書

No. _____

※協会使用欄

学科 令和5年4月5日(水)・6日(木)
実技 令和5年4月7日(金)又は8日(土)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 平成
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称【注】参照		
現住所	〒 ー (番地まで詳しくご記入下さい) TEL 緊急用(携帯電話等)		

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務先	所在地	〒 ー (番地まで詳しくご記入ください) TEL FAX		
	事業場名 代表者名	担当者名 内線()		
※該当箇所に○印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会賛助会員	会員	非会員	受講料振込予定日
	受講票及び修了証送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄	※必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。
<p>※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。</p> <p>(1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。</p> <p>(2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。</p> <p>※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、原本確認のため受講当日に必ず「原本」をご持参下さい。</p> <p>※ 氏名が申込書と異なる場合は無効となります。(住所は可)</p>	

- 【注】 ● 氏名、生年月日、現住所欄(運転免許証又は住民票等身分を証明できるものと同一住所を記載して下さい)には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入して下さい。いずれも受講当日原本等を提示して下さい。 ※旧姓/通称:住民基本台帳法施行令に基づくものに限りです。
(旧姓を使用した氏名の場合: 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合: 住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること)
- 忘れずに担当者名をご記入下さい。
- 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。